

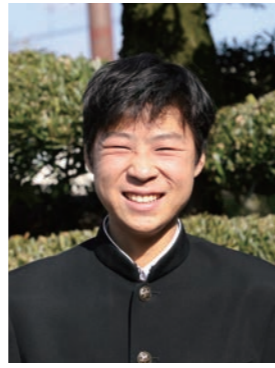
プラチナ未来人財育成塾

未来のリーダーを育成することを目的として開催されている「プラチナ未来人財育成塾」。毎年各中学校の代表生徒を派遣しています。広報きくち10~3月号で参加した生徒の報告書を紹介しします。

参加報告

学びとこれから

菊池南中学校3年 末田栄一さん



僕は今回このプラチナ未来人財育成塾@オンラインに参加して、特に心に響いたこと、共有したいことが4つあります。

1つ目は、物事の捉え方についてです。未来を考える時には「これが続いていくと・・・」と考えるフォアキャストイングと、「こうなるためには今こうする必要がある」というバックキャストイングがあり、合わせて考えることをシナリオ分析と言うのですが、必ずしもシナリオ分析で今しなければならないことが、今の自分にできることとは限りません。その時に使う考え方が、World、Should、Canです。つまり、やりたいこと、すべきこと、できることです。その中でCan、できることを今しなければならないことと照らし合わせる必要があります。さらに、このCanというものは他のものと違い、勉強と訓練でしか伸ばすことはできず、大人になるにつれてCanをのぼすことが難しくなります。だからこそ、今僕たちが勉強などをしていることに意義があるのだと改めて感じました。

2つ目は、消費者の意思決定についてです。私たちは日々いろいろなものを買って暮らしています。例えば、二酸化炭素を多く排出する工場で作られた製品

Aと、あまり排出しないように工夫をしている製品Bがあるとします。製品Aの方がもちろん安いので多くの人々は製品Aを買うでしょう。しかし、その行動は二酸化炭素をどんどん出して良いと言っている意思表示になるのです。このような事は、地産地消の商品や、そうでない商品などでも言えることです。この講義で僕は買い物は投票であるということを変更して考えることができました。

3つ目は「飽和」についてです。世界では今、あらゆるものが飽和しており、鉄を例に見てみるとよくわかります。どの国も自動車の保有台数(一人当たりの)はここ数年変わっていません。しかし、毎年新車は売れます。それは、その数と同じ位の数の自動車が捨てられているからです。つまりその自動車に含まれる鉄を限りなく100%に近く再利用すれば鉄山はいらなくなり、資源がない日本にとってはとても有利な状況になります。このような飽和は人、物質などあらゆるものに起きることです。今、少子化が進んでいます。それは日本だけでなく、日本は世界で一番早くその問題に直面していると言え、少子化はこれから世界各地で起こると言われています。そこで、日本が課題解決先進国になることで世界

を変えることができるのです。このような講義を小宮山先生から受け、僕は日本に対する考え方が変わりました。具体的には、僕は日本は国債が大量にあり、少子高齢化が進み、希望はなく、みんな海外に行くのだろうと考えていました。しかし講義を受けて、希望はあり、やるしかないと言う気持ちを持って積極的に行動することが大切だと学びました。

4つ目は、どの先生にも共通するダイバーシティ、多様性についてです。超高齢社会や、グローバル化が進む中、この多様性が大きなカギになると思っています。特に日本はジェンダーについて大きな問題があります。昔と比べて少しは変わりましたが、やはり男女で賃金が違ったりします。つまり同一労働同一賃金では無いのです。この問題を克服するためには男性でも女性でも対等な議論が出来るような力量を持つ人材が必要だと思えます。今回の講義では他にもたくさん面白い話があり、充実した時間を過ごすことができました。また、同世代の人からとても刺激をもらいました。

最後に、このような機会を作っていただいたチューターを含め各関係者の皆様に深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。 ※作文は一部抜粋

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
七城支所 ☎0968(25)1080
旭志支所 ☎0968(25)3334
泗水支所 ☎0968(25)2155



農地の賃借や売買には条件があります

■農地を借りたり買ったりできる人の条件

▼農地のすべてを耕作すると認められること ▼必要な農作業に常時従事すると認められること ▼50㎡(5千平方尺)以上(旧菊池市区域は20㎡以上)を耕作することなど

その他、農地所有適格法人(要件有)も賃借・売買ができます。農地所有適格法人以外の法人でも、条件を満たせば賃借することは可能です。

■農業経営基盤強化促進法による農地の売買

農地を売買する場合には、農地法に基づく農業委員会の許可を受ける方法のほかに、売買する農地が農振農用地内の区域にあり、農地を買う人が次の条件を満たしていれば、農業経営基盤強化促進法による売買が可能です。

▼あつせん譲受等候補者名簿に登録されている ▼認定農業者等の担い手又は農地所有適格法人 ▼経営面積が基準(※)を満たしているなど ※経営面積166㎡以上(河原・水源・龍門・迫間地区は120㎡以上)

また、次の優遇措置を受けることができます。

▼農地を売った人は、税金の特別控除が受けられる ▼所有権移転登記が嘱託登記できるので、登記の費用が安くできる ▼農地を買った人は、不動産取得税の3分の1が控除

農地を適正に管理しましょう

農地を管理せずに放置すると、雑草が繁茂し、害虫の発生やゴミの不法投棄などの原因となり、近隣の住民や農地に悪影響をおよぼします。農地の所有権または賃借権を有する人などは、農地を適正に管理する義務がありますので、定期的な草刈り、害虫駆除など農地を適正に管理しましょう。農地の管理が困難になった場合や農地の貸し出しを希望する場合は、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

5月の申請締切日は
4月20日(火)です

農地の売買や賃借、農地転用を予定している人は、農業委員会総会に

農地賃借料情報(参考)

農地を貸し借りする場合の賃借料は、お互いの合意の上で決定してください。料金の参考として、菊池市賃借料情報を掲載します。農地の営農条件などを考慮して、料金を決定してください。農業委員会では賃借料について関与していません。

菊池市の農地賃借料情報(参考)

		田		畑	
		平均額	データ数	平均額	データ数
菊池地区	平坦部	27,163円	336	24,861円	138
	中山間部	18,616円	94	13,948円	41
七城地区		21,773円	389	13,471円	86
旭志地区		15,032円	360	12,112円	188
泗水地区		17,532円	51	12,885円	142

※令和2年1月から12月までの10アール当たりの平均賃借料。なお、農地法の改正により標準小作料は廃止